

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	北九州市 介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北九州市は、介護保険給付の支給又は介護保険料の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

北九州市長

公表日

令和7年8月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	1 介護保険法その他の介護保険に関する法令及びこれらに基づく条例による、介護保険に関する事務全体の概要は以下のとおり。 (1) 被保険者の管理 (2) 要介護・要支援の認定 (3) 保険給付の支給 (4) サービス事業者・施設の管理 (5) 介護保険料の徴収 2 特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容は、以下のとおり。 (1) 保険給付の支給 ア 被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 イ 被保険者証又は認定証に関する事務 ウ 介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に関する事務 エ 要介護認定、要介護更新認定若しくは要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 オ 要支援認定、要支援更新認定若しくは要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 カ 介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 キ 居宅介護サービス費等の額の特例若しくは介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (2) 保険料の徴収 ア 保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 イ 保険給付の支払の一時差止めに関する事務 ウ 保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 エ 保険料の徴収又は保険料の賦課に関する事務
③システムの名称	1 中間サーバー 2 団体内統合宛名システム 3 介護保険事務処理システム 4 総合窓口システム（総合受付、総合照会、総合証明） 5 宛名管理システム 6 総合収納システム 7 総合滞納整理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険関係システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法 第9条第1項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第50条 ・北九州市個人番号の利用に関する条例第3条別表第1の9の項、別表第2の26の項、別表第2の39の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表 (情報提供の根拠) ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の2、3、6、7、11、15、27、38、42、56、65、69、70、80、83、86、87、108、115、116、125、128、132、137、144、145、158、161の項 (情報照会の根拠) ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の131及び132の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉局長寿推進部介護保険課
②所属長の役職名	保健福祉局長寿推進部介護保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒803-0814 北九州市小倉北区大手町11番5号 北九州市立文書館 (電話 093-561-5558)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市保健福祉局長寿推進部介護保険課 (電話 093-582-2771)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年8月8日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年8月8日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項を遵守している。	

9. 監査

実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[○] 外部監査
-------	------------	------------	------------

[○] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分にしている] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
--------------	---

3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [○] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

	[	]
--	---	---

9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	-----	---

3) 課題が残されている

	判断の根拠	
--	-------	--

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月28日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 別表第二の主務省令 第2条第2号、第2条第3号イ、第2条第8号ハ、第3条第3号、第3条第4号イ、第3条第9号ハ、第5条第2号、第6条第1号イ、第6条第5号ロ、第7条第3号二、第10条第3号二、第12条の3第7号、第15条第7号、第19条第1号レ、第22条の2第1号、第22条の2第2号ロ、第22条の2第6号、第24条の2第1号、第24条の2第3号ハ、第24条の2第7号イ、第25条第3号ハ、第25条の2第5号、第30条第9号、第31条の2第2号、第31条の2第4号ハ、第31条の2第8号イ、第32条第1号ハ、第32条第2号ハ、第32条第3号、第33条第5号、第43条第3号ハ、第43条の2第2号、第44条第1号レ、第46条、第47条、第49条第2号ト、第55条第1号二、第55条第2号ロ、第55条第7号ロ、第55条の2第7号、第59条の3第3号チ なお、番号法第19条第1項第7号別表第二のうち、1、4、30、46、83、88、90、95について、主務省令は未制定 (情報照会の根拠) 番号法第19条第1項第7号、第8号 別表第二の93、94の項	(情報提供の根拠) 別表第二の主務省令 第2条第2号、第2条第3号ロ、第2条第8号ハ、第3条第3号、第3条第4号ロ、第3条第9号ハ、第5条第2号、第6条第1号イ、第6条第5号ロ、第7条第3号二、第10条第3号二、第12条の3第3号、第15条第3号、第19条第1号レ、第22条の2第1号、第22条の2第3号ロ、第22条の2第7号、第24条の2第1号、第24条の2第3号ハ、第24条の2第7号イ、第25条第3号ハ、第25条の2第7号、第30条第9号、第31条の2第2号、第31条の2第4号ハ、第31条の2第8号イ、第32条第1号二、第32条第2号二、第32条第3号、第33条第6号、第43条第3号ハ、第43条の2第10号ロ、第44条第1号レ、第46条、第47条、第49条第2号ハ、第55条第1号二、第55条第2号ロ、第55条第8号ロ、第55条の2第1号ハ、第59条の3第3号二 なお、番号法第19条第1項第7号別表第二のうち、1、4、30、46、83、88、90、95、120について、主務省令は未制定 (情報照会の根拠) 番号法第19条第1項第7号、第8号 別表第二の93、94の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月13日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 別表第二の主務省令 第2条第2号、第2条第3号ロ、第2条第8号ハ、 第3条第3号、第3条第4号ロ、第3条第9号ハ、 第5条第2号、第6条第1号イ、第6条第5号ロ、 第7条第3号二、第10条第3号二、第12条の3 第3号、第15条第3号、第19条第1号レ、第22 条の2第1号、第22条の2第3号ロ、第22条の 2第7号、第24条の2第1号、第24条の2第3 号ハ、第24条の2第7号イ、第25条第3号ハ、 第25条の2第7号、第30条第9号、第31条の 2第2号、第31条の2第4号ハ、第31条の2第 8号イ、第32条第1号二、第32条第2号二、第 32条第3号、第33条第6号、第43条第3号 ハ、第43条の2第10号ロ、第44条第1号レ、 第46条、第47条、第49条第2号ハ、第55条 第1号二、第55条第2号ロ、第55条第8号ロ、 第55条の2第1号ハ、第59条の3第3号二 なお、番号法第19条第1項第7号別表第二のう ち、1、4、30、46、83、88、90、95、120に ついて、主務省令は未制定 (情報照会の根拠) 番号法第19条第1項第7号、第8号 別表第二 の93、94の項	(情報提供の根拠) 別表第二の主務省令 第2条第3号、第2条第4号ロ、第2条第9号ハ、 第3条第4号、第3条第5号ロ、第3条第10号 ハ、第5条第2号、第6条第2号ハ、第6条第6 号ロ、第7条第3号二、第10条第3号二、第12 条の3第1号ハ、第15条第3号、第19条第1号 レ、第22条の2第1号、第22条の2第3号ロ、 第22条の2第7号、第24条の2第3号、第24 条の2第5号ハ、第24条の2第9号イ、第25条 第3号ハ、第25条の2第7号、第30条第1号 リ、第30条第3号リ、第31条の2の2第4号、第 31条の2の2第6号ハ、第31条の2の2第10 号イ、第32条第1号二、第32条第2号二、第3 2条第3号、第33条第6号、第43条第3号ハ、 第43条の2第11号ロ、第44条第1号レ、第44 条の4第1号、第49条第2号ハ、第55条第1号 二、第55条第2号ロ、第55条第8号ロ、第55 条第9号ハ、第55条の2第1号ハ、第59条の3 第3号二 なお、番号法第19条第1項第8号別表第二のう ち、1、4、30、46、57、69、83、95、117、1 20について、主務省令は未制定 (情報照会の根拠) 番号法第19条第1項第8号、第9号 別表第二 の93、94の項	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られていない。
令和5年2月13日	II しきい値判断項目 1..対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月13日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られていない。
令和7年8月5日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の68の項、別 表第一の主務省令第50条 ・北九州市個人番号の利用に関する条例第3条 別表第1の9の項、別表第2の26の項、別表第2 の39の 項	・番号法 第9条第1項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める 命令第50条 ・北九州市個人番号の利用に関する条例第3条 別表第1の9の項、別表第2の26の項、別表第2 の39の 項	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月18日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 別表第二の主務省令 第2条第3号、第2条第4号ロ、第2条第9号ハ、 第3条第4号、第3条第5号ロ、第3条第10号ハ、第5条 第2号、第6条第2号ハ、第6条第6号ロ、第7条 第3号ニ、第10条第3号ニ、第12条の3第1号ハ、第1 5条第3号、第19条第1号レ、第22条の2第1号、第22条の2第3号ロ、第22条の2第7号、 第24条の 2第3号、第24条の2第5号ハ、第24条の2第9号イ、第25条第3号ハ、第25条の2第7号、 第30条第 1号リ、第30条第3号リ、第31条の2の2第4号、第31条の2の2第6号ハ、第31条の2の2第10号イ、 第32条第1号ニ、第32条第2号ニ、第32条第3号、第33条第6号、第43条第3号ハ、第43条の2第1 1号ロ、第44条第1号レ、第44条の4第1号、 第49条第2号ハ、第55条第1号ニ、第55条第2号ロ、第 55条第8号ロ、第55条第9号ハ、第55条の2第1号ハ、第59条の3第3号ニ なお、番号法第19条第1項第8号別表第二のうち、1、4、30、46、57、69、83、95、117、120につ いて、主務省令は未制定 (情報照会の根拠) 番号法第19条第1項第8号、第9号 別表第二の93、94の項	番号法第19条第8号及び別表 (情報提供の根拠) ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報 情報の提供に関する命令第2条の表の2、3、 6、7、11、15、27、38、42、56、65、69、70、80、83、86、87、108、115、116、125、128、132、137、144、145、158、161の項 (情報照会の根拠) ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報 情報の提供に関する命令第2条の表の131及び132の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和7年8月18日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健福祉局地域福祉部介護保険課	保健福祉局長寿推進部介護保険課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月18日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保健福祉局地域福祉部介護保険課長	保健福祉局長寿推進部介護保険課長	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和7年8月18日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市保健福祉局地域福祉部介護保険課 (電話 093-582-2771)	〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市保健福祉局長寿推進部介護保険課 (電話 093-582-2771)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和7年8月18日	II しきい値判断項目 1..対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和7年8月8日 時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和7年8月18日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和7年8月8日 時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和7年8月18日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	-	様式改定に伴う追加	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和7年8月18日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	-	様式改定に伴う追加	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。